

不法投棄等対策支援事業ガイドライン（案）概要

1. 不法投棄等対策支援事業の概要

自動車リサイクル法１０６条４号に規定。地方公共団体が廃棄物処理法に基づく行政代執行により使用済自動車等の撤去・再資源化を実施する場合、係る費用の８割を支援する制度
本支援事業を活用した事業を自動車リサイクル法施行後、以下２件の事案に対し資金出えん済み

札幌市： ５， ２ ３ ３ 千円
奄美市： １ １， ６ ０ ０ 千円

2. ポイント

上記２件の経験を活かし、本事業の活用を検討・準備する地方公共団体に対し、実務レベルの手引書（ガイドライン）を示し、**本事業の申請手続きが円滑に進むよう支援する**

⇒これにより、当センターの地方公共団体準備支援についても効率化を図る

効率的に事務を実施いただくための支援ツールとして、説明を１９ページに集約
なお、巻頭に自動車リサイクル法の概要、不法投棄等対策支援事業の基本的考え方、支援事業要綱、他支援制度について、２８ページに集約し掲載
参考として、巻末に各種添付書類の作成・記入要領等を３１ページ掲載

3. 展開方法

全国地方公共団体より相談が当センターに寄せられた際、本ガイドラインを送付する
市町村については、県庁等に相談があった時点で、当センターを案内いただき、配付する予定
併せて、ホームページ上にPDFファイルを公開
なお、必要に併せてCD-Rに電子媒体を収納したものを準備し、地方公共団体の要望に応える

4. 展開スケジュール

相談のあった地方公共団体に対し２月より配付を開始

	1 2 月	0 9 / 1 月	2 ～ 3 月	4 月以降
検討会・諮問委員会承認	☆			
展開準備			→	
配付、HP公開				→
アンケート（年央）、改訂作業（年度末）				→

5. 改訂

本ガイドラインは初稿であるため、相談後配付を行った地方公共団体に対し、２１年度中にアンケートを実施し要望等を収集のうえ、使い勝手の良いものに更新していく
次年度以降は、必要に応じて改訂を行う

構成内容

章立	内 容	ページ数	離島ガイドライン ページ数
序章	ガイドラインの趣旨 １．目的 ２．位置付けと利用方法	1	1
第 1 章	自動車リサイクル法の概要	9	1 9
第 2 章	不法投棄等対策支援事業の概要と関連制度 2－1 基本的考え方 2－2 不法投棄等対策支援事業要綱 2－3 行政代執行までの事務フロー 2－4 関連制度	1 8	1 8
第 3 章	協力要請の実務 3－1 要請書作成から出えんまでの業務フロー 3－2 要請時の事前相談 3－3 要請のための準備 3－4 協力要請書作成の実務	9	2 5
第 4 章	事業の実施 4－1 事業開始から終了までの業務フロー 4－2 事業実施 4－3 完了検査	6	1
第 5 章	協力申請（実施報告）の実務 5－1 協力申請の実務フロー 5－2 協力申請書の作成・提出 5－3 資金出えん	4	5
小計	_____	4 7	< 6 9

参考	参－1 協力要請書作成要領 参－2 協力要請に係る添付資料作成要領 参－3 協力申請書作成要領 参－4 協力申請に係る添付資料作成要領 参－5 参考書式	3 1	> 1 2
計	_____	7 8	< 8 1